

第 5 章 障害福祉計画

1 第 5 期障害福祉計画で定める事項

第 5 期障害福祉計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「国の基本指針」という。）に則して、次の事項を定めます。

- ◇ 第 5 期障害福祉計画の基本的な考え方
- ◇ 平成 32 年度における数値目標の設定
- ◇ 障害福祉サービス等の見込量
- ◇ 地域生活支援事業の見込量

2 第5期障害福祉計画の基本的な考え方

障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を策定します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害のある人の範囲を身体障害のある人、知的障害のある人及び発達障害のある人、高次脳機能障害のある人を含む精神障害のある人並びに難病患者等であって18歳以上の人と障害のある子どもとします。障害種別にかかわらず必要な障害福祉サービスが利用できるよう情報提供を行い、障害福祉サービスの活用を促進します。

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して暮らせるよう精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進します。

3 平成32年度における数値目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目指す方向
<p>【国の基本指針】</p> <p>平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。</p> <p>【県の考え方】</p> <p>地域生活移行者数は国と同様9%以上とするが、障害者施設入所者の削減目標は設定しない。埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。</p>

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上の者が平成32年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

ただし、新規入所者も考えられることから、『平成32年度末時点の施設入所者数』の削減目標は設定しないこととします。

表5-3-1 地域生活移行者の目標値

項目	数値	考え方
平成28年度末の施設入所者数(A)	36人	平成28年度末の施設入所者数
平成32年度末の施設入所者数(B)	—人	平成32年度末の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホームなどへ移行した者の数 9%以上を目標とします
【目標値】 削減見込(A-B)	—人 (—%)	差引削減見込数 目標は設定しません

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目指す方向
<p>【国の基本指針】</p> <p>① 平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p> <p>② 平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。</p> <p>③ 平成32年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び平成32年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。</p> <p>④ 入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。</p> <p>【県の考え方】</p> <p>国の基本指針のとおりとする。①③④は県、②は市が設定する。</p>

精神障害にも対応した地域包括システムの構築について、平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

表5-3-2 精神障害にも対応した地域包括システムの構築の目標値

項目	数値	考え方
<p>【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する</p>	設置	医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者の参加を予定

(3) 地域生活支援拠点等の整備

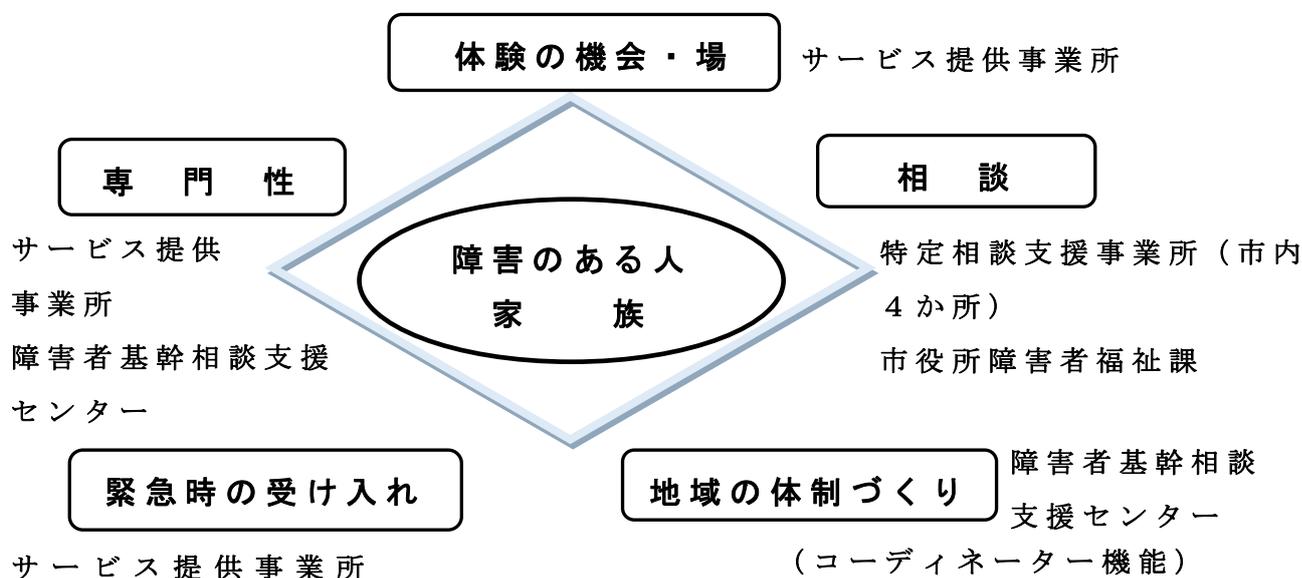
目指す方向
<p>【国の基本指針】</p> <p>地域生活支援拠点等（地域生活拠点又は面的な体制をいう。）について平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。</p> <p>【県の考え方】</p> <p>国の基本指針のとおりとする。</p>

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えつつ、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりなど障害のある人・障害のある子どもの地域生活をさらに支援するため、地域生活支援拠点を市内に整備します。地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備を目標とします。

表5-3-3 地域生活支援拠点等の目標値

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1か所	市内に「面的整備型」の地域生活支援拠点を整備します

◎ 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） 面的整備型



(4) 福祉施設から一般就労への移行

目指す方向
<p>【国の基本指針】</p> <p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業の利用者数は、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。</p> <p>また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。</p> <p>【県の考え方】</p> <p>国の基本指針のとおりとする。</p>

平成28年度の一般就労への移行実績に対して、平成32年度の年間一般就労移行者数を1.5倍以上に増やすことを目標とします。

就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度末から2割以上増やすこととし、事業所ごとの就労移行率は、就労移行率が3割以上の事業所を5割以上とすることを目標とします。

また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標とします。

表5-3-4 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値

項目	数値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	5人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成32年度の年間一般就労移行者数	8人 (1.5倍以上)	平成32年度において福祉施設を退所し一般就労する者の数 1.5倍以上を増やすことを目標とします
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	19人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した者の数

<p>【目標値】 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数</p>	<p>25人 (2割以上)</p>	<p>平成32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数2割以上増やすことを目標とします</p>
<p>【目標値】 就労移行率3割以上を達成した事業所の割合</p>	<p>50%以上</p>	<p>就労移行率3割以上を達成した就労移行支援事業所の割合5割以上とすることを目標とします</p>
<p>【目標値】 就労定着支援事業開始後の定着率</p>	<p>80%以上</p>	<p>就労定着支援事業による支援を開始した1年後の職場定着率8割以上とすることを目標とします</p>

4 障害福祉サービス等の見込量

これまでの実績等を勘案し、各年度における障害福祉サービスの種類ごとに「サービスの必要見込量」と、「見込量の確保のための方策」を定めます。なお、サービスの必要見込量は、特に記載がない場合は月間の利用者数などです。

なお、精神科病院に長期入院している精神障害のある人の地域移行について、12人（65歳未満7人、65歳以上5人）を勘案しています。

表5-4-1 障害福祉サービス等

訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動支援
	行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護
日中活動系サービス	生活介護	障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
	就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
	就労継続支援	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う
	療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
	短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う

サービス系	共同生活援助 (グループホーム)		グループホームに入居している人に対して、主に夜間に行われる、相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助
	施設入所支援		施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護
相談支援	計画相談支援		サービス等利用計画の作成、支給決定後の見直し(モニタリング)等の相談の支援
	地域 相談支援	地域移行支援	福祉施設の入所者や精神科病院の入院者が地域での生活に移行するため住居の確保や新生活の準備等を支援
		地域定着支援	居宅で一人暮らししている人の24時間の相談や緊急事態への対応等サポート体制の支援

(1) 訪問系サービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

【サービスの必要見込量】

居宅介護などの訪問系サービスは年々増加しています。「障害者福祉についての市民意識調査」における潜在的なサービス利用希望者や、施設入所・入院などから地域生活への移行が進むにつれて、今後も、これらのサービス量は増加することが予想されます。

そこで、訪問系サービスの必要見込量は、平成29年度実績の77人（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者包括支援の60人、同行援護9人、行動援護8人）に、平成30年度は重度訪問介護1人と7人（居宅介護5人、同行援護1人、行動援護1人）を加えます。その後は毎年度7人の増加を見込み、平成32年度には利用者数99人（居宅介護75人、重度訪問介護1人、同行援護12人、行動援護11人）程度になると見込みます。サービス必要見込量は、1人あたり月に居宅介護23時間、重度訪問介護120時間、同行援護11時間、行動援護41時間の利用を見込みます。

表5-4-2 訪問系サービスの必要見込量

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者	85人	92人	99人
	必要 見込量	2,094 時間	2,261 時間	2,428 時間

※必要見込量＝「月間の利用者数」×「1人1か月あたりの平均利用時間数」

《訪問系サービスの見込量の確保のための方策》

訪問系サービスについては、地域生活の支援を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となります。障害のある人の範囲に難病の方が加わったことから、それぞれの障害特性を理解したヘルパーの確保・養成が必要です。訪問系サービスの事業を行う意向のある事業所の把握に努め、多様な事業所の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【サービスの必要見込量】

現在、生活介護の利用者は80人です。今後、特別支援学校の卒業生等新規利用見込者を含めて、生活介護の利用者数は、平成32年度には88人程度になると見込まれます。サービス必要見込量は、1人あたり月22日の利用を見込みます。

表5-4-3 生活介護のサービス必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	82人	85人	88人
必要見込量	1,804人日分	1,870人日分	1,936人日分

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

【サービスの必要見込量】

現在、機能訓練の利用者は2人です。平均的なサービス利用期間（法令上1年6か月間）を1年とし、新規利用者を見込み、平成32年度には機能訓練の利用者は2人、サービス必要見込量は、1人あたり月22日の利用を見込みます。

現在の生活訓練の利用者は3人です。平均的なサービス利用期間（法令上2年間）を2年とし、新規利用者を見込み、平成32年度には生活訓練の利用者は3人、サービス必要見込量は、1人あたり月22日の利用を見込みます。

表5-4-4 自立訓練(機能訓練・生活訓練)のサービス必要見込量

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
機能訓練	利用者数	2人	2人	2人
	必要見込量	44人日分	44人日分	44人日分
生活訓練	利用者数	3人	3人	3人
	必要見込量	66人日分	66人日分	66人日分

③ 就労移行支援

【サービスの必要見込量】

現在、就労移行支援の利用者は19人です。

今後、特別支援学校の卒業生や「障害者福祉についての市民意識調査」における潜在的なサービス利用希望者などの新規利用者を見込みます。また、就労移行支援により一般就労への移行者や就労移行支援のサービス提供期間満了による他のサービスへの移行者を見込みます。就労移行支援の利用者数は、平成32年度には25人程度になると見込まれます。サービス必要見込量は、1人あたり月22日の利用を見込みます。

表5-4-5 就労移行支援のサービス必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	21人	23人	25人
必要見込量	462人日分	506人日分	550人日分

④ 就労継続支援

【サービスの必要見込量】

現在、就労継続支援A型の利用者は24人、就労継続支援B型の利用者は91人です。

今後、特別支援学校の卒業生や「障害者福祉についての市民意識調査」における潜在的なサービス利用希望者などの新規利用者を見込みます。就労継続支援の利用者数は、平成32年度にはA型が31人、B型が108人程度になると見込まれます。就労継続支援のサービス必要見込量は、1人あたり月22日の利用を見込みます。

表5-4-6 就労継続支援のサービス必要見込量

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
A型	利用者数	25人	28人	31人
	必要見込量	550人日分	616人日分	682人日分
B型	利用者数	96人	102人	108人
	必要見込量	2,112人日分	2,244人日分	2,376人日分

⑤ 就労定着支援

【サービスの必要見込量】

就労定着支援は、障害者総合支援法の一部改正により平成30年4月から新たに開始されるサービスです。平成28年度に福祉施設を退所して一般就労した人は5人です。平成32年度にはその1.5倍の8人が、離退職することなく就労定着していることを見込みます。

表5-4-7 就労定着支援のサービス必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必要見込量	6人	7人	8人

⑥ 療養介護

【サービスの必要見込量】

現在、療養介護の利用者は2人です。平成32年度には3人の利用を見込みます。

表5-4-8 療養介護のサービス必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必要見込量	3人	3人	3人

⑦ 短期入所

【サービスの必要見込量】

現在、福祉型短期入所の利用者は18人、医療型短期入所の利用者は3人です。

平成32年度には福祉型が27人、医療型が9人程度になると見込みます。サービス必要見込量は、福祉型が月6日、医療型が月4日の利用を見込みます。

表5-4-9 短期入所のサービス必要見込量

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉型	利用者数	21人	24人	27人
	必要見込量	126人日分	144人日分	162人日分
医療型	利用者数	5人	7人	9人
	必要見込量	20人日分	28人日分	36人日分

⑧ 自立生活援助

【サービスの必要見込量】

自立生活援助は、障害者総合支援法の一部改正により平成30年4月から新たに開始されるサービスです。

平成28年度末の施設入所者数は36人であることから、その9%以上の人が施設入所から地域生活へ移行することを目標に、平成32年度には4人の利用を見込みます。

表5-4-10 自立生活援助のサービス必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必要見込量	1人	2人	4人

《日中活動系サービスの見込量の確保のための方策》

障害のある人が地域生活を維持・継続する上で、日中活動系サービスの充実は不可欠です。障害のある人を中心にすえ、複数の支援機関が役割を分担しながら有機的に連携する仕組みが必要です。

障害者支援施設だけでなく、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用できる提供体制の整備を進めていきます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

【サービスの必要見込量】

現在、共同生活援助の利用者は26人です。

入所施設や医療機関から地域生活に移行する人や、家族から独立して生活する人などにより、今後も引き続き増加することが予想されます。平成32年度のサービス必要見込量については、33人の利用を見込みます。

表5-4-11 共同生活援助のサービス必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必要見込量	29人	31人	33人

② 施設入所支援

【サービスの必要見込量】

現在、施設入所支援の利用者は36人です。今後、地域生活への移行及び新規利用見込み等を勘案して、平成32年度のサービス必要見込量については、36人の利用を見込みます。

表5-4-12 施設入所支援のサービス必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必要見込量	36人	36人	36人

《居住系サービスの見込量の確保のための方策》

地域移行の推進により、地域の住まいの場としての共同生活援助（グループホーム）の必要性が高まることが予想され、計画的な基盤整備が不可欠となります。今後の地域移行の状況を把握し、適切なサービス量を確保していきます。そして、地域の理解を深めながら、生活の場の確保に努め、居宅介護・訪問看護などの事業によるソフト面での支援充実を図ることにより、より多様な住居確保の支援を検討します。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

【サービスの必要見込量】

現在、障害福祉サービスの利用対象者は308人です。

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者全てを計画相談支援の対象者とします。

平成32年度には、新規利用者分を含めて80人分の計画相談支援の利用を見込みます。

表5-4-13 計画相談支援の必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必要見込量	70人	75人	80人

※計画相談支援は、毎月実施、3か月・6か月・1年ごとに1回実施など、利用者それぞれで時期が異なります。「必要見込量」は月の平均見込量です。

② 地域移行支援

【サービスの必要見込量】

現在、地域移行支援の利用者はいません。福祉施設の入所者・入院中の精神障害のある人で地域生活に移行していく人の分を含め、平成32年度には2人の利用を見込みます。

表5-4-14 地域移行支援の必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必要見込量	2人	2人	2人

③ 地域定着支援

【サービスの必要見込量】

現在、地域定着支援の利用者はいません。単身で地域生活をしている障害のある人や家庭の状況等により支援を受けられない人、地域生活に移行していく人の分として、平成32年度には2人の利用を見込みます。

表5-4-15 地域定着支援の必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必要見込量	2人	2人	2人

《相談支援の見込量の確保のための方策》

障害者基幹相談支援センターを軸として、各事業所の相談支援専門員を対象とした研修の開催、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、体制作りを構築していきます。

また、介護保険の居宅介護事業所に、相談支援事業への参入を働きかけるなどしていきます。

5 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施して、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

鶴ヶ島市では、地域生活支援事業として次の事業を実施します。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) その他の事業

地域生活支援事業の実施に関する考え方及びその種類ごとの必要な量の見込みは次のとおりです。

必要見込量は、年間の実利用人数です。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を行います。

【必要見込量】

表5-5-1 理解促進研修・啓発事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

《理解促進研修・啓発事業の見込量の確保のための方策》

障害者週間に合わせて、講演会やイベントの開催、パネル展示などの啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組みを支援します。

【必要見込量】

表5-5-2 自発的活動支援事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

《自発的活動支援事業の見込量の確保のための方策》

活動を行う各団体に補助金を交付し活動を支援します。

(3) 相談支援事業

相談支援事業では、障害のある人の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

【必要見込量】

表5-5-3 相談支援事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	3か所	4か所	4か所
障害者基幹相談支援センターの設置	有	有	有
障害者基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	有

《相談支援事業の見込量の確保のための方策》

平成27年度から障害者基幹相談支援センターを設置しています。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある人やその家族などの相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の調整や支援を行っています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある人で、成年後見制度の利用に必要な費用の補助を受けなければ、利用が困難な人を支援します。

【必要見込量】

表5-5-4 成年後見制度利用支援事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	5人	8人	11人

※実利用見込み者数

《成年後見制度利用支援事業の見込量の確保のための方策》

裁判所への申立て費用や後見人等に対する報酬を助成します。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見の活動を支援します。

【必要見込量】

表５－５－５ 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

区分	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

《成年後見制度法人後見支援事業の見込量の確保のための方策》

必要見込量の補助を確保します。事業は鶴ヶ島市社会福祉協議会に補助して実施します。

（６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通を支援します（入院中も利用可）。

【必要見込量】

表５－５－６ 意思疎通支援事業の見込量

区分	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	７８０件	８５０件	９００件
手話通訳者設置事業	１か所	１か所	１か所

《意思疎通支援事業の見込量の確保のための方策》

手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業については、鶴ヶ島市社会福祉協議会に委託して実施します。要約筆記者派遣事業については、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に委託して実施します。

市の相談業務と相談支援事業との連携などにより、サービス利用対象者の把握に努め、対象者への情報提供を行い、サービスの利用に繋がっていきます。

（ 7 ） 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人で、自立生活支援用具などの日常生活用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るために、日常生活用具を給付又は貸与します。

【必要見込量】

表5-5-7 日常生活用具給付等事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業	1,352件	1,391件	1,431件
介護・訓練支援用具	2件	2件	2件
自立生活支援用具	4件	4件	4件
在宅療養等支援用具	6件	6件	6件
情報・意思疎通支援用具	13件	13件	13件
排泄管理支援用具	1,326件	1,365件	1,405件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件

《日常生活用具給付等事業の見込量の確保のための方策》

利用者（及び介助者）が容易に使用でき、実用性があるものを確保します。品目によっては、業者の見積もり合わせを行い、利用者の視点に立った効果的・効率的な事業実施を図ります。

市の相談業務と相談支援事業との連携などにより、サービス利用対象者の把握に努め、対象者への情報提供を行い、サービスの利用に繋げていきます。

（ 8 ） 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

【必要見込量】

表5-5-8 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	10人	10人	10人

※養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）

《手話奉仕員養成研修事業の見込量の確保のための方策》

事業は鶴ヶ島市社会福祉協議会に委託して実施します。

聴覚障害のある人などの自立した生活や社会参加の促進を図り、今後も意思疎通支援体制を整備していきます。

（９）移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行い、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

基本支援では個別支援及びグループ支援を行います。車両移送では移送支援サービス事業として、常時ねたきりの状態又は常時車いすを利用している障害のある人について、車いす又は寝台に乗りながら乗降できる移送用専用車両による外出などの支援を行います。また、公共施設、駅などの利便を考慮した「つるバス・つるワゴン」（市内公共交通運行事業）の利用料を免除することにより、外出の際の移動を支援します。

【必要見込量】

表5-5-9 移動支援事業の見込量

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
基本 支援	個別支援 グループ支援	65人	67人	70人
		319時間/月	336時間/月	354時間/月
車両 移送	移送支援サービス事業	8人	8人	8人
	市内公共交通運行事業	2,100人	2,200人	2,300人

※基本支援（個別支援・グループ支援）の見込量は、1か月当たりの利用時間とします。

《移動支援事業の見込量の確保のための方策》

移動支援事業、移送支援サービス事業については、特定非営利活動法人などに事業費補助金を交付して実施します。

「つるバス・つるワゴン」については、特別乗車証を交付します。

市の相談業務と相談支援事業との連携などにより、サービス利用対象者の把握に努め、対象者への情報提供を行い、サービスの利用に繋げていきます。

(10) その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業では、身体障害のある人の地域における生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を実施します。

【必要見込量】

表5-5-10 訪問入浴サービス事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	1事業	1事業	1事業
	2人	2人	2人

② 日中一時支援事業

日中一時支援事業では、障害のある人の日中における活動の場の確保と障害のある人を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

【必要見込量】

表5-5-11 日中一時支援事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	5か所	5か所	5か所
	17人	16人	15人

③ 社会参加支援事業

点字・声の広報等発行事業では、広報つるがしま及びつるがしま市議会だよりの点字版、音声訳版を発行します。

点訳奉仕員・朗読奉仕員養成講習事業では、点訳又は朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

自動車運転免許取得助成事業では、障害のある人が自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

自動車改造助成事業では、身体障害のある人が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【必要見込量】

表5-5-12 社会参加支援事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
点字・声の広報等 発行事業	5種類	5種類	5種類
	42回発行	42回発行	42回発行
点訳奉仕員・朗読奉仕員 養成講習事業	2講座	2講座	2講座
	15人	15人	15人
自動車運転免許 取得事業	1件	1件	1件
自動車改造助成事業	1件	1件	1件

《その他の事業の見込量の確保のための方策》

鶴ヶ島市が直接行う事業以外は、社会福祉法人への事業の委託や社会福祉法人又は特定非営利活動法人などに事業費を補助し実施します。

< Memo >